平成２０年（フ）第４４号
宮崎県串間市大字西方5627番地の１
破産者　有限会社井手商工建設
１　決定年月日　平成22年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目54番15―202号
破産者　山下　松恵
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６号
鹿児島県日置市東市来町長里587番地
破産者　松村　敬子
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
鹿児島県薩摩川内市都町3992番地４
破産者　樋口　春吉
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
長野県佐久市矢嶋118番地３
破産者　比田井壽彦
１　決定年月日　平成22年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２０６５号
愛知県知多郡武豊町字迎戸13番地２
破産者　榊原　嘉則
１　決定年月日　平成22年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７４号
京都府長岡京市友岡川原29番地１　ファランドールＫ301
破産者　髙橋　　渡
１　決定年月日　平成22年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
兵庫県川西市小花１丁目８番１―802、開始決定時の住所兵庫県川西市加茂６丁目108番地の３　スペック株式会社
破産者　二石　俊三
１　決定年月日　平成22年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８６号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目１番22―401号、前住所兵庫県宝塚市末成町19番９号
破産者　辻田興業こと　辻田幸二郎
１　決定年月日　平成22年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１５号
石川県石川郡野々市町白山町13番10号、従前の住所金沢市白菊町16番１号
破産者　髙木　信昭
１　決定年月日　平成22年８月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１３０１号
兵庫県三田市香下842―１、住民票上の住所兵庫県三田市中央町12番８号
破産者　的場美千代
１　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
２　一般調査期日　平成22年11月25日午前10時
平成22年８月12日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３２号
埼玉県川口市大字東本郷1600番地の２　第３シンセイ荘101号
破産者　石戸谷久治
１　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
２　一般調査期日　平成22年11月16日午前10時30分
平成22年８月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
京都市南区久世上久世町813番地　向陽セントラルハイツ414号
破産者　小野　輝之
１　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
２　一般調査期日　平成22年10月20日午前11時30分
平成22年８月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８３号
京都市山科区厨子奥若林町１番地64
破産者　増田こと　増田智勇紀
１　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
２　一般調査期日　平成22年10月13日午前11時30分
平成22年８月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５０号
埼玉県川越市新宿町１丁目15番地50
破産者　高松　浩章
１　破産債権の届出期間　平成22年９月28日まで
２　一般調査期日　平成22年11月16日午前10時45分
平成22年８月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８５６号
愛知県岡崎市羽根町字鰻池225番地４
破産者　有限会社佐野商事
１　期日　平成22年10月18日午後３時55分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月12日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第１７８号
山口県柳井市古開作428番地の５
破産者　株式会社平岡運動具店
異議申述期間　平成22年９月22日まで
平成22年８月13日　山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第１３４８号
熊本市八島１丁目２番29号
破産者　田中　貴文
異議申述期間　平成22年10月５日まで
平成22年８月12日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第１３２０号
熊本県熊本市貢町2310番地144
破産者　藤川紀代美
異議申述期間　平成22年10月７日まで
平成22年８月13日
熊本地方裁判所民事第１部